

議案第 5 5 号

瑞穂町議会議員及び瑞穂町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の改正に伴い、選挙運動用ビラの作成等の公費負担額を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会議員及び瑞穂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会議員及び瑞穂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞穂町議会議員及び瑞穂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

瑞穂町議会議員及び瑞穂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第7条 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 瑞穂町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超えるときは、<u>8円38銭</u>とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号(一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の8第1項)に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第9条及び第10条 略 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 瑞穂町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価	第1条から第7条 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 瑞穂町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超えるときは、<u>7円73銭</u>とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号(一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の8第1項)に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第9条及び第10条 略 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 瑞穂町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価

が586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町議会議員及び瑞穂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

が541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第12条 略